

## 社会福祉施設キャリアアップ事業補助金に係る 協議書提出の際における注意事項

別紙 1

### ■ 協議について

- ・ 今回の協議では、全体の補助予定額が予算の範囲内に収まるかを確認します。
- ・ **協議の段階で予算の範囲を超えた場合、満額の補助ができないことがあります。**  
**(施設種別によって減額の割合が異なる場合があります。)**
- ・ 複数の種別の施設を運営する法人は、系列のどの施設が補助対象になるかについて、埼玉県ホームページにて「キャリアアップ事業補助金交付要綱」別表 1 をご覧ください。
- ・ 法人が補助の対象施設と対象外施設の両方を運営している場合に、後者の職員を協議に含めることはできません。例えば、通所施設、グループホーム、地域密着型特養等は対象外です。

### ■ 提出書類について

提出書類に記入する代表者名は法人の代表者としてください。書類への押印は不要です。ご担当者様のお名刺（法人又は施設の名称が入ったもの）を添付してください。

### ■ 補助対象外の研修について

#### 1. 施設長・副施設長等が受講する研修

上位の基幹職員として管理的立場にあり、改めて養成する対象にならないため。

#### 2. 初任者向け研修（介護やケアの初級処遇技術および介護職員初任者研修を除く）

#### 3. 講演会や、会議等に付随して行われる研修及び定例的に参加する全国大会等

#### 4. 施設の設置基準や管理運営上、設置が求められる資格取得（更新）のための研修

（衛生管理者、労務管理者、個人情報保護、ユニットリーダー、介護支援専門員更新研修等）

キャリアアップ事業補助金は、社会福祉施設の創意工夫によるプラスアルファの人材育成を後押しする目的があるため。

#### 5. 研修費用の支出先が申請法人となる研修

#### 6. 国や自治体が開催（委託）する研修、及び他の補助金の対象となる研修

キャリアアップ事業補助金は、社会福祉施設（法人）に生じた人材育成のための負担を補助する目的の制度のため。加えて6. については、公費の二重支給となるため。

### **7. 埼玉県社会福祉協議会が開催する研修**

**埼玉県社会福祉協議会に公費が投入されており、公費の二重支給となるため。**

### **8. 令和5年度埼玉県介護職員資格取得支援事業（初任者研修受講料）補助金の対象となる**

#### **初任者研修**

上記の研修以外でも、協議の状況等によって補助対象外となる場合があります。

### ■ 他課が補助する研修（キャリアアップ事業補助金の対象外）のお問い合わせ先について

- ・ 介護保険法の指定を受けた事業所における 介護福祉士実務者研修  
→ 高齢者福祉課 介護人材担当（048-830-3232）

- ・保育所及び認定こども園における 幼稚園教諭免許状  
→ 義務教育指導課 学びの支援担当 (048-830-6783)

## ■ 職員の業務上必要な専門資格の取得について

1. 補助の対象となる資格については「社会福祉施設キャリアアップ事業事務取扱要領」の「3 補助事業」に列記されているものが原則となりますので、必ず確認してください。
2. 入学選考料、振込手数料、通学交通費、受験料などは、補助の対象外です。

## ■ 基幹職員の養成・職員のスキルアップについて

1. 補助対象研修は、職務の一環として参加をする研修（オンラインを含む）です。
2. 研修の受講に必須の教材は補助対象となりますが、教材のみ購入し、施設職員等が自前で講習会を実施する場合や、必須とは言い難い分量の教材は、補助対象外です。
3. ① 基幹職員養成は、社会福祉施設での経験年数が5年以上の職員が、施設のリーダーとしての資質を習得するための研修を対象とします。  
② スキルアップ研修は、直接処遇技術の向上や修得を図る研修を対象とします。審査の材料となりますので、対象職員の経験年数について、転職者の場合は以前の経験年数も含めて御記入下さい。
4. 事業の必要性では、法人の人材育成方針、研修の目的、研修の内容及び研修受講により期待できるスキルアップが、理論的に連続していることを示してください。  
特に、研修効果の具体性が弱い研修ほど、しっかりと書いてください。記載内容が不十分の場合は補助対象外とし、記載内容によっては、類似する内容の研修であっても、補助の可否が分かれる可能性があります。
5. 補助対象費用には、昼食代・宿泊代・交通費・交流費などは含みません。研修費と一体となっている場合、主催者へ対象外分の費用の内訳を確認して除いてください。  
なお、受講に必須の入学金・年会費・教材費等は補助対象です。
6. 協議できる研修の総数に特に制限はありませんが、上限金額を大きく超過して、多数の研修を協議することはお控えください。
7. 受講職員1人につき1研修が補助対象です。施設内集合研修との重複は可能です。
8. 保育所・幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援法において、施設型給付費の基本分単価に「研修代替要員費」が含まれています。これを受け、保育所・幼保連携型認定こども園の当補助金の上限額を4万円としております。

## ■ その他知事が適当と認めるキャリアアップ事業について

補助の対象となる研修は、介護職員初任者研修事業者の実施する講座の受講に必要な費用となります。（障害者施設に限る）